

令和3年度第1回木津川市文化財保護審議会 議事録抄録

- 日 時 令和3年7月6日(火) 13時30分～15時
- 場 所 木津川市役所4階 会議室4-4
- 出席者 委 員 伊東史朗、源城政好、増井正哉、宗田好史、岩井照芳、三浦孝啓、
渡邊美秀子、大住早苗、関河礼子
事務局 教育部長、文化財保護課長、文化財保護課職員3名

1 開 会

2 教育部長挨拶

3 報 告 令和2年度文化財事業報告および令和3年度文化財事業計画について

(質疑応答) ⇒：委員 →：事務局

パワーポイントおよび資料に基づいて説明。

⇒大智寺に係る本堂修理は、国府補助事業および古文書資料調査など複数に跨る調査により確認された情報をまとめる予定はあるか？

→古文書資料調査は別の国庫補助事業である。本堂修理事業の報告書発行は現状では回答できない。

4 議 事 木津川市指定文化財について(諮問)

資料に基づいて説明。

⇒そもそもこの諮問は審議会が指定するものか。また、写真資料のみで答申を出すのか？

→審議会の答申後に教育委員会が指定する。

⇒市指定文化財の指定基準に照らし合わせているのか？

→現在、指定基準は作成していない。今後検討する。

●指定候補①

⇒候補①について、石仏と台座の石材が異なる。銘文が刻まれていることから台座の年代は確定するが、石仏は当初からではない？

⇒水害の歴史を伝える貴重な文化財であり、指定することは文化財の活用である。また、他の水害記録資料はあるのか？今後は昭和28年水害の記録も保存する必要がある。

→加茂町里の春日若宮社古文書に正徳水害により里村が分村した記録はあるが、石材に刻まれたような資料は未確認である。随時昭和28年水害の資料は収集している。

⇒説明文に「中堤」とあるが場所の特定はしているか？

→場所は特定していない。説明文に中堤の推定箇所も記載すべき。

⇒明らかに石仏と台座の石材が異質であることから、今回の指定は台座+石仏として「彫刻」から「歴史資料」に変更してはどうか。

⇒説明文に他の水害記録も加筆し、災害文化財を前面に出しては？

- ・「種別」を彫刻から歴史資料に変更
- ・名称も変更
- ・他の木津川水害も説明文中で触れる
- ・専門家による指定候補資料の確認を行い石仏と台座の制作年代を整理する
- ・中堤の箇所を推定し説明文に加筆する

●指定候補②

⇒蓮華座の蓮弁上部は後補で下部は当初材では？

→指定候補資料を確認する

- ・専門家による指定候補資料の確認

●指定候補③

⇒説明文に様式に関する説明が不足している。

⇒空輪と風輪の石材が異質。後補ではないか？

- ・他の五輪塔指定調書を確認し様式説明文を加筆する
- ・専門家による指定候補資料の確認を行う
- ・空輪・風輪の石材が後補であれば加筆する

●指定候補④

⇒当該石仏は南山城観音 33 霊場の 28 番にあたる。近世の古文書にも記述があるので説明文に加筆しては。

⇒年代が「鎌倉～南北朝」となっているが、石造物の専門家に見てもらってはどうか。

- ・国見観音に関する報告「史迹と美術」と近世の古文書を確認し説明文に加筆する
- ・専門家による指定候補資料の確認を行う

5. その他

特になし。次回の審議会は文化財保存活用地域計画策定委員会開催後に開催予定。

6. 閉 会